

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く。)
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局長 唐 川 智 幸

学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた臨時休業等の取扱いについて(通知)

このことについては、令和3年(2021年)5月28日付け教健体第264号で通知したところですが、全道的に新型コロナウイルス感染症の感染事例が、感染性の高い変異株などの影響等により、児童生徒等の感染経路として「家庭内感染」が多くなっていることを踏まえ、家庭との連携の強化を図るとともに、学校における感染拡大防止を徹底するため、児童生徒等に感染者が発生した場合には迅速な対応が求められます。

つきましては、当面の間、次のとおり迅速かつ幅広い休業措置を行うようお願いします。

記

- 1 学校は、全ての家庭に対し別添「保護者の皆様へ」を配付し、これまで情報提供を求めていた項目に加え、新たに「お子様がPCR検査又は抗原検査を受けることとなった」場合にも、学校に連絡をするよう協力を依頼すること。なお、「検査」とは医師や保健所の指示による行政検査のことを指しており、民間の検査や保険適用外の検査は含まないこと。
- 2 学校は、家庭等から上記1の連絡を受けた場合は、その時点で学校が把握している情報を基に、別添「新型コロナウイルス感染症 PCR等検査受検者の状況報告書」(以下「報告書」という。)を作成し、学校内での活動状況やきょうだいなど同居家族の健康状況等を踏まえ、市町村立学校は市町村教育委員会、道立学校は教育局と連携し、陽性が判明した場合の臨時休業等のシミュレーションを行うなど、迅速に対応するための準備を進めること。また、その時点の「報告書」を、市町村立学校は市町村教育委員会に、道立学校は教育局に提出すること。
- 3 学校は、上記1の児童生徒等の陽性が判明した場合、速やかに「報告書」に検査結果を記入の上、必要な資料(時間割、座席表等)を添付し、保健所に提出するとともに、市町村立学校は市町村教育委員会に、市町村教育委員会及び道立学校は教育局を経由して健康・体育課に提出すること。
- 4 市町村教育委員会又は道教委は、保健所の調査の結果を踏まえ、臨時休業の措置をとること。なお、保健所による調査に時間を要する場合は、保健所や学校医等に相談の上、陽性が判明した児童生徒の行動歴や地域の感染状況等を踏まえ、範囲を広めに設定して休業の措置をとり、調査の結果が確定次第、改めて休業の期間や範囲を適切に判断すること。

(範囲を広げる際の考え方)

- ・感染者が在籍している学級は学級閉鎖
- ・欠席者(有症状者)及び感染のおそれがある児童生徒が一定数在籍する学級は学級閉鎖(「一定数」は、インフルエンザ等による学級閉鎖の割合よりも低い割合で判断)
- ・それ以外の感染のおそれがある児童生徒は、個別に出席停止
- ・校内に感染者がいない場合においても、地域で集団感染が発生した場合、市町村の保健衛生部局等と連携を図り、必要に応じて臨時休業

健康・体育課
高校教育課
義務教育課
特別支援教育課